

東京都北区区民部広告入り窓口封筒等の寄付に関する取扱要領

18北区戸第144号平成18年10月25日 部長決裁
25北区戸第1562号平成25年10月1日 部長決裁

(目的)

第1条 この要領は、東京都北区広告掲載取扱要綱（平成18年6月1日区長決裁18北政広第81号。以下「要綱」という。）第13条から第15条の規定に基づき区民部が窓口用封筒等の提供を受けるに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領において、「窓口用封筒等」とは、要綱第3条第2項に規定する「広告媒体」をいう。

(設置)

第3条 区長は、寄付を受けた窓口用封筒等を、戸籍住民課の各種証明発行事務等を行う施設に設置するものとする。

2 前項に規定する窓口用封筒等の設置は、区長の指示に基づき、当該封筒等を寄付するもの（以下「寄付者」という。）が行う。

(設置期間)

第4条 窓口用封筒等の設置期間は原則1年間とする。但し、区長は、寄付者と協議のうえ、設置期間を変更することができる。

2 区長は、申請に基づき、設置期間を1回に限り更新することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(数量及び時期)

第5条 寄付数量は区長が必要と認める枚数以内とし、寄付の時期は寄付者と協議する。

(申出)

第6条 封筒等の寄付の申出を行うことができる者は、本事業の趣旨に賛同し積極的に協力する意思を有するものとする。

(募集及び選定)

第7条 寄付者は公募により選定するものとする

2 前項の公募は北区ホームページに掲載することにより行うものとする。

(寄付者の決定)

第8条 前条の規定による公募に対して複数の応募があった場合は、区民部長が指名する職員をもって構成する検討会議にて決定する。

(問題発生時の対応)

第9条 寄付者は窓口用封筒等に関する苦情及びその他の問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めるものとする。

(確認書の締結)

第10条 区が寄付者から窓口用封筒等の寄付を受けるときは、その製作及び寄付に関して区と寄付者双方で確認書を取り交わさなければならない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、窓口用封筒等の製作及び寄付に関し必要な事項は区民部長が別に定める。

付則

この要領は、平成18年10月25日から施行する。

付則（25北区戸第1562号平成25年10月1日）

この要領は、平成26年6月1日から施行する。